



島根県報

平成31年2月5日（火）

第3,080号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

森林法第189条の規定による告示及び掲示	（森 林 整 備 課）	2
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	2

【公 告】

収去飼料の試験結果の概要	（畜 産 課）	2
河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	（河 川 課）	3

【選管規程】

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程		3
---------------------	--	---

告 示

島根県告示第74号

平成31年農林水産省告示第93号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成31年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
雲南市加茂町宇治666-7、666-10	多々納 充昭

島根県告示第75号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成29年度～30年度	6枚	1冊	大野(10)	平成31年1月25日
隠岐の島町	平成28年度～29年度	10枚	1冊	西田②	平成31年1月25日
隠岐の島町	平成28年度～29年度	13枚	1冊	北方⑥	平成31年1月25日
隠岐の島町	平成27年度～29年度	12枚	1冊	都万②-2	平成31年1月25日

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成30年度に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成31年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要						備考
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	りん(%)	
島根県飯石郡飯南町 A S T飼料合理化センター	同左	11号	平成30年11月	15.4	2.4	4.6	8.1	1.13	0.49	12.4
		16号	平成30年12月	14.8	3.5	6.4	4.1	0.50	0.60	12.5
島根県大田市	同左	モリソーC	平成30年	0.4	0.1	0.2	89.7	0.38	0.03	9.6

温泉津町			9月								
有限会社小林											
モリン工業所											

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成31年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

FRP船 2隻

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 場所

ア 一級河川斐伊川水系京橋川（希望橋上流約20mの右岸）

イ 一級河川斐伊川水系佐陀川（本郷橋上流約10mの左岸）

(2) 日時

平成31年1月17日8時30分から同日17時00分まで

3 当該船舶等の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

平成31年1月17日 17時00分

(2) 場所

松江市富士見町地内の県有地（松江港馬潟地区）

4 当該工作物を返還するため必要な事項

(1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示

(2) 所有者等であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒690-0011 松江市東津田町1741番地1

島根県松江県土整備事務所維持管理部管理課 電話 0852-32-5734

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年2月5日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第1号

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程

選挙運動等実施規程（昭和30年島根県選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第72条の2」を「第72条の3」に改める。

第2条第2号中「第98号」を「第89号」に改める。

第10条の2を削る。

第46条の2第2項中「上半身手札型」を削る。

第59条第1項中「並びに」を「及び」に、「予め」を「あらかじめ」に改め、同条第2項中「第175条第5項」を「第175条第6項」に、「並びに」を「及び」に、「予め」を「あらかじめ」に改める。

第68条中「第67条」を「前条第1項」に改める。

第27号様式の3を次のように改める。

第27号様式の3 (第57条)

備考

- 1 参議院名簿届出政党等の名称等の揭示は、参議院名簿届出政党等の数等により必要がある場合は左右二列にわたって揭示することができること。
- 2 参議院名簿届出政党等の名称等の揭示は、公職選挙法第七十五条第三項の規定による順序に従い、上から行うものとする。ただし、左右二列に掲示する場合にあつては、右列について上段から順次行った後、左列についても同様に行うものとする。
- 3 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」については縦書きとすること。この場合においては、参議院名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付すこと。
- 4 優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び当選人となるべき順位の揭示は、当該優先的に当選人となるべき候補者を届けた参議院名簿届出政党等の「参議院名簿登載者の氏名」の欄に行い、公職選挙法第七十五条第五項の規定により当該参議院名簿届出政党等に係るその他の参議院名簿登載者の氏名の次に行うものとする。

(ふりがな) 参議院名簿登載者の 氏名		(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙 参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名揭示 何市(町)(村)選挙管理委員会
(順位) (氏名)	優先的に当選人と なるべき候補者			

附 則

この規程は、公布の日から施行する。